

安全マニュアル

平成 22 年 4 月 1 日

在韓国日本大使館

ソウル・ジャパン・クラブ

安 全 マ ニ ュ ア ル

平成 2 2 年 4 月 1 日

在韓国日本大使館

ソウル・ジャパン・クラブ

韓国の一般治安情勢は、肌で感じる「体感治安」としては、不十分な面もあるものの、全般的には比較的安定した状態が維持されていると言えます。

従って、極度に緊張して生活する必要はありませんが、自分の身は自分で守るという心構えで、日頃から注意を怠らないことが大切です。

また、緊急事態対処については、2 0 0 0 年 6 月の南北首脳会談以降、紆余曲折を経つつ南北関係は進展してきていますが、北朝鮮と対峙している基本的な状況に変わりはなく、北朝鮮の核開発問題やミサイル問題等もあり北朝鮮情勢の動向については十分注意する必要があります。

このマニュアルは、「防犯の手引き」と「緊急事態対処マニュアル」で構成されており、皆様が日常の事故防止や防犯対策、緊急事態に備える上でのご参考としていただければ幸いです。

目 次

防犯の手引き

- 1．全 般
- 2．基本的な心構え
- 3．日本人の被害例
 - (1) 大使館の邦人援護件数
 - (2) 具体的事例
- 4．防犯のための具体的注意事項
 - (1) 住居
 - (2) 生活上の安全対策
 - (3) 事例別防犯対策
- 5．テロ対策
- 6．新型インフルエンザ等の感染症流行対策
- 7．緊急時の連絡先

緊急事態対処マニュアル

- 1．心構え
- 2．平素の準備
 - (1) 連絡体制の確立・整備
 - (2) 情報収集
 - (3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認
 - (4) 携行品等、非常用物資の準備
- 3．緊急時の行動
 - (1) 情勢の把握・大使館からの緊急連絡
 - (2) 避難・退避行動等
- 4．その他
 - (1) 日本人学校生徒
 - (2) 退避（帰国）後の連絡
 - (3) その他

別添 1：在留届用紙

別添 2：帰国届・住所等変更届用紙

別添 3：大使館 F A X 一斉送信新規・変更・中止届

別添 4：ソウル市内略図

別添 5：緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト

別添 6：渡航情報とは

別添 7：韓国行政自治部が作成した戦時国民行動要領（日本語訳）

別表：クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧（日本クレジットカード協会
（JCCA）提供）

防犯の手引き

1．全般

韓国の一般治安情勢は、比較的安定した状況にあると言え、近年の犯罪発生件数も横ばい傾向をたどっています。しかしながら、韓国警察白書によれば、内容的には景気不況による知能型経済犯罪の増加、殺人・強姦・窃盗等の凶悪犯罪が増加傾向にあるとされ、防犯対策については、日頃から注意を払うことが重要です。

また、韓国では、日本に比べ依然として交通事故が多発しており、十分に注意する必要があります。

当地で生活される際には、職場や学校、さらには新聞、テレビ、インターネット等を通じて常に最新の治安情報を入手するよう努めてください。

2．基本的な心構え

(1) 自分の身は自分で守る

何よりも自分と家族の安全は自分達全員で守るという心構えが必要です。

(2) 予防こそが最良の危機管理

予防こそが最良の危機管理であることを肝に命じ、そのための努力を惜しまないようにして下さい。

(3) 最悪の事態に備え、行動は冷静に

「備えあれば憂いなし」、最悪の事態を想定し、平素より物心両面の準備を万全にしておくことが重要です。

(4) 安全のための三原則

「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」が海外で安全に生活するための三原則と言われています。当地の文化、人々の考え方・行動様式等を考慮した上で行動することが望まれます。

(5) 住居の安全対策が生活の基礎

生活面の安全確保、住居の安全対策は大変重要です。これが確保されなければ、仕事や生活に大きな影響を与える結果になりかねません。

(6) 健康管理

常日頃より健康維持を図ることが重要です。適度な運動とともに、自分なりのストレス解消法を見いだすことが大切です。

3．日本人の被害例

(1) 大使館の邦人援護件数

○2009 年に大使館が取り扱った邦人援護総数は、647 件であり、内訳としては、パスポートなど貴重品のスリ・置き引き等の窃盗被害又は不注意からの紛失が全体の半数近くを占めています。その他としては、病気、ケガ、交通事故等の事案が複数報告されています。

○さらに、出入国・査証関係の犯罪、詐欺・同未遂事件、外為法・関税法違反、

薬物の所持・使用等に関連し逮捕される邦人も複数名発生しました。

特に知人等から運搬を依頼され、韓国を経由して日本に持ち込もうとしたカバン等の中に麻薬が入っていたとし、韓国で逮捕、有罪判決が下される事案が目立っています。

(2) 具体的事例

過去に報告された邦人の被害状況は以下のとおりです。

○ 窃盗

- ・ 明洞、南大門等で買い物中にパスポート、現金等を盗まれた。レストランで食事している間に席に置いてあったバックを置き引きされた。
- ・ 仁川空港、金浦空港で、荷物から目を離した隙に貴重品の入ったカバンごとを置き引きされた。

○ 恐喝

- ・ 江南地区において、日本人学校児童を含む複数の児童が地元中学生 1 名による小銭ほしさの恐喝行為（いわゆるカツアゲ）に遭った。

○ 空き巣

- ・ 休暇で不在中の自宅（二村洞のアパート）の扉を壊して 賊が侵入した。
- ・ 夜間外出中の自宅（独立門アパート）の扉の鍵を壊して 賊が侵入した。
- ・ ガス管を伝って自宅に侵入した。
- ・ 留守中窓ガラスを割って賊が侵入したが、近所の人が通報し賊は逮捕された。

○ 詐欺

- ・ 南大門付近で日本語ができる韓国人と親しくなり、高級クラブで飲酒したところ、法外な代金を請求された。
- ・ 内縁関係にあった韓国人女性の名義でアパートを購入したが、別れることになり全てを奪われた。
- ・ 商取引上で日本から送金したが、注文した品物が送られてこない。
- ・ ソウル市内でタクシーに乗車したところ、遠回りされた挙句、法外な料金を要求された。

○ 傷害

- ・ 日本人学校で登校した園児が精神分裂症で入院歴がある韓国人男性から手斧で斬りつけられ重傷を負った。
- ・ 弘益大付近繁華街で韓国人知人と飲食中に口論となり、付近にて飲食中であつた見知らぬ韓国人男から罵倒されたうえ、顔・腹部を殴打され、2 週間の入院加療の怪我を負った。

○ 誘拐未遂

- ・ 小学校に通う児童が学校近くで見ず知らずの女性から腕を捕まれ、乗車内に引き込まれそうになったが、これを振り切って逃げ、難を逃かれた。

○ 交通事故

- ・ 取引先の韓国人が運転する車に同乗し仁川空港に向かう途中追突され、顔面

- を強打、口唇裂傷、下歯複数欠損、頸・腰部靱帯損傷等で入院した。
- ・代理運転の車に乗車中、車がソウル市内の潜水橋でスピードの出し過ぎから欄干を突き破って漢江に転落し、死亡した。
- ・江陵市内で夕食後に散歩中、車にひかれ死亡した。

4．防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

住居選定にあたっては、立地条件や入居者の状況、駐車場等の公共スペースを含む住宅全体の警備・管理体制を事前に確認する必要があります。

なお、以下は主に集合住宅アパートを対象として記載しますが、集合住宅は、一戸建て家屋と比べて外部から侵入箇所が制限される反面、一旦賊等の侵入を許した場合には隔離された密室となり対応が困難になるとの面があります。

- 日本人コミュニティから孤立することは避けるほうが賢明です。
- 奥まった場所にあるアパートや部屋はできるだけ避けましょう。
- 大通りからアパートまでの道路上や敷地内に夜間照明が設置されていることを確認しましょう。
- 低層階(2階以下)は賊の侵入が比較的容易なため可能な限り避けるとともに、高層階も火災等発生時に避難が困難なためで避ける方が賢明です。
- 外壁にあるパイプ等、外部から侵入できる経路が無いかを確認しましょう。
- 近所の警備対策、警備員の配置状況・勤務態勢や駐車場の管理状況を確認する必要があります。
- 家主等と以下の警備対策について交渉し、可能であれば契約前に手配してもらいましょう。
 - ・玄関扉は外部を確認できるようカメラやアイスコープが付いた鉄扉とする。
 - ・玄関扉にはチェーンを設置する。
 - ・玄関扉の鍵を複数にし、入居前に交換する。
 - ・可能であれば、玄関扉や窓にセンサーを設置する。
 - ・治安状況の変化等を見つつ、可能であれば、避難室(外部から侵入困難で、扉等が強化された又は別途鍵のかかる部屋)を準備する。

(2) 生活上の安全対策

(イ) 全般

- 平素から近隣住民と良好な関係を保つようにしましょう。また、派手な生活や反感を買うような行動は慎み、できるだけ地域住民に溶け込むように努めましょう。
- 一般的に出勤・帰宅、買物、外食等は、その行動がパターン化しやすいので、時間・曜日、経路等を意識的に変えるようにしましょう。
- 自宅周辺等で不審な兆候や疑わしいことがあった際は、直に警察、警備会社、アパートの警備員に通報しましょう。

(ロ) 訪問者に対する注意

- 訪問者があっても直ぐに扉を開けず、アイスコブ等から訪問者と付近に不審者や不審な同伴者はいないかを必ず確認しましょう。
- 親しい知人であっても、見知らぬ人が一緒の時や非常識な時刻に訪問があった時には特に注意しましょう。
- 予期せぬ配達人が来た場合、品物等は扉の外に置くように言い、送り状は扉の下等から受け取りサインし、配達人が立ち去ったのを確認した後、扉を開ける程度の慎重が必要です。
- 物売り、ガス検査等の関係者を不必要に住居内に入れないようにしましょう。

(ハ) 家族に対する注意

- 家族に対して安全に関する教育を徹底し、最近起きた事件や教訓等について、普段から全員で話し合うよう心掛けましょう。
- 子供の通学路や遊び場の安全を確認し、必要に応じ保護者自らが学校もしくはバス乗り場への送迎等を行いましょう。
- 自宅においては、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、両親不在時の注意事項等を予め取り決め、書き留めておくといいでしょう。

(二) 電話

- 電話機は、できれば主寝室と居間等2か所以上に設置しましょう。メモ帳と筆記具を準備し警察・消防署、病院、会社の同僚、大使館等の「緊急連絡先リスト」を子供でもわかる場所に貼り付けておくといいでしょう。また、助けを呼ぶための最小限の言葉を韓国語で伝えられるようにし、目立つ場所に書き留めておきましょう。
- 自宅の電話番号・住所等は不必要に電話帳等に載せないようにしましょう。また、身元が確かな人以外に電話番号を教えないようにしましょう。
- 電話がかかってきた時、こちらからは名乗らず、相手から先に話させるようにしましょう。少しでも不審を感じたら、相手の電話番号を聞き、こちらからかけ直すのも一案です。

(ホ) 使用人(清掃人)に対する注意

- 信頼できる人の紹介を受けるなど、身元の確かな人を雇用し、必要に応じて身元調査を依頼しましょう。韓国の事情に詳しい方から、使用人の管理・指導等についてアドバイスを受けることも一案です。
- 使用人が犯罪の手引きをする場合もあり得ますので、日頃から使用人の言動、態度等には注意する必要があります。
- 使用人に隙を見せてはなりません。つい出来心で盗みを働いてしまうケースがありますので、貴重品や現金を不用意に放置しないよう心掛けましょう。
- 使用人の自尊心を傷つけたり、恨みを買うような言動・行為をしないようにしましょう。
- 使用人には、家族の行動予定等を教えないようにしましょう。

- 使用人に対しても、家族同様、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、家人不在時の注意事項等を徹底しておきましょう。

(ヘ) 鍵の保管

- 予備鍵を含めて鍵の保持・保管を確実に行いましょう。
- 玄関扉がテンキー(番号キー)の場合、暗証番号を押す際に他人に見られないよう十分注意しましょう。
- 鍵を掃除人や来訪者の目の届く場所に放置しないようにしましょう。また、就寝時は、予備鍵を含めて寝室で保管するようにしましょう。
- 予備鍵を作成する際は、信頼できる業者に依頼するとともに、業者には自宅の住所等を教えないようにしましょう。

(ト) 外出に際しての注意

- 戸締まりを確実に行之い、施錠漏れがないことを確認することを習慣づけましょう。
- 夜間外出時や長期不在となる場合は特に注意しましょう。
- 玄関扉を開ける際には、必ず外部の状況を確認しましょう。
- 留守中に部屋の電灯等を付けておき、外部から留守と思わせないようにすることも一案です。
- 鍵は常に携帯しましょう。鍵を玄関周辺に隠したり、使用人等に預けておくことは望ましくありません。
- 帰宅時、周囲の状況を観察し、不審な兆候がないことを確認して開けましょう。

(チ) 長期不在とする場合

- 警備会社のサービスを利用できれば最良です。
- 職場の同僚や隣人に異常の有無の確認や郵便物を郵便受けに貯めないよう依頼しておきましょう。
- 火災予防にも注意しつつ、可能であればタイマーや感光式スイッチ等を使用して住居内外の照明等が作動するようにしておくことも一案です。

(3) 事例別防犯対策

以下は、強盗等の盗犯行為を目的とする賊に襲われた際に、第2次被害を最小限に食い止めるための一般的な注意事項です。

万一、異常な事態に遭遇してしまった場合には、本人及び家族の生命の安全と身体の保護を最優先として、臨機応変に対応することが望まれます。

(イ) 窃盗

旅行者を含む日本人の犯罪被害は置き引きが最も多く、繁華街、空港、ホテル、駅等で多く発生しています。また、市場、地下鉄、バスの車内などではスリによる被害也多発していますので注意が必要です。

万一、被害に遭った場合、窃盗犯は凶器を所持していることもありますので、貴重品を盗まれまいとして窃盗犯ともみ合うなどして抵抗することは危険です。 possibleの限り、冷静に行動するよう努め、安全を十分確認した後、周囲の人に助け

を求めるのが賢明です。

また、一般被害に遭った現金・貴重品が本人の手元に戻ることは稀ですので、不必要に大金等を持ち歩かないことが望めます。

(ロ) 武装強盗

銃を突きつけられるといったケースでは、人は恐怖感のあまり突飛な行動をとってしまうことがあります。強盗犯にとっては、その行動が抵抗する動作に見えて銃が発射される等の惨事を引き起こす原因にもなりかねません。銃をつきつけられた場合には、両手を上げ、抵抗する意志がないことを相手に理解させる必要があります。金品を要求されてもポケット等に手を入れることなく、その場所を口頭あるいは指で示すようにすることが望めます。また、強盗犯の顔を直視してはいけません。

(ハ) 空き巣

連休中など、長期留守中に空き巣被害に遭うケースが多いようです。

玄関扉の鍵は二重以上にし、窓を含めて鍵をかけ忘れないようにしましょう。また、日頃から隣人やアパートの警備員との関係を良好に保っておくことが重要です。定期的に点検してもらったり、不審な物音等がした際には警察等に通報してもらえるようにしておくことが望めます。

(二) 強盗

(a) 賊が敷地外等にいる場合

賊が敷地内や玄関の外にいる場合には、直に警察、警備会社、アパート警備員等に通報しましょう。

(b) 住居に侵入してきた場合

- 避難室がある場合には、その部屋に避難して、安全を確保した後、電話等あらゆる手段を用いて警察、警備会社、アパート警備員等に通報しましょう。
- 賊に遭遇した場合には、抵抗しないことが賢明です。両手を上げ無抵抗の意思を示します。顔を見られた賊は凶暴になる恐れがありますので、顔を直視せず、できるだけ賊に近づかないようにします。金品を要求された場合は、現金等をゆっくりとした動作で渡すようにします。要求もされていないのに貴重品の入った引き出しに手をかける等軽はずみな行動はとらないようにしましょう。

(ホ) 遺失

タクシー、バス、地下鉄等の車内にバックや財布を置き忘れるなど、不注意からパスポート、財布等を紛失するケースが最近極めて数多く発生しています。

荷物から目を離さず、行動の節目節目では必ず所持品(貴重品)を点検するよう心がけましょう。

(ヘ) 外国為替法違反

1万ドル相当以上の外貨(トラベラーズ・チェックを含む、以下同じ)を持ち

込む際には、入国時に税関申告し、出国時に確認を受けなければなりません。未申告のまま入国しようとして発覚した場合や出国時に入国の際申告した金額以上の外貨を所持していた場合には、外国為替管理法違反で処罰される場合があります。その際、過失であっても罰金を徴収され、場合によっては入国を拒否されたり、事件処理の間、出国停止処分を宣告されることもあり得ます。行為自体が悪質な場合には懲役刑が科されることもあります。

(ト) 違法タクシー被害

- 最近、違法タクシーによる被害が少なからず報告されています。違法タクシーの中には、車両は真正でありながらも偽運転手による違法営業やタクシーそっくりに外装した貨物営業者（コールバン）による違法輸送、「自家用コールタクシー」と呼ばれるレンタカーを使用した違法タクシーも存在します。
- これら違法タクシー被害を未然に防止するため、
 - ・タクシーに乗車する前にナンバープレートの上部の2桁の番号が30番台（一般タクシーは30～39番）であること
 - ・乗車後には、ダッシュボード上に掲示されている運転手の身分証明書が実際の運転手と同一人物であることを確認することが必要です。また、周知のタクシー会社がある場合は事前予約することも一考でしょう。
- 違法タクシーに乗車してしまうと、法外な料金を請求されるばかりではなく、事故に遭遇しても何ら保障が受けられない等の現実が待ち構えています。違法タクシーに乗車しないよう常日頃から注意する必要があります。
- 万が一違法タクシーに乗車してしまった場合には、あわてず、なるべく人通りの多い場所で早目下車するようにしてください。

(チ) その他

- (a) 子供に対しては、知らない人からの誘いには絶対にのらないよう、日頃から注意しておく必要があります。
- (b) 夜間、女性のタクシーの一人乗り、人通りの少ない道で一人歩きも避けましょう。
- (c) 飲酒時等韓国人と不用意な言葉で口論にならないよう、言動には気をつけましょう。

5. テロ対策

2001年9月に発生した米国同時多発テロ事件から8年以上が経過しましたが、テロの脅威に対しては引き続き注意していく必要があります。

常に最新の関連情報の入手に努めるとともに、特段の用がない場合にはテロの標的となる可能性がある施設（米国大使館、米軍施設、米軍人の往来する場所）等には近づかない等平素から安全確保に心掛けて下さい。

6．新型インフルエンザ等の感染症流行対策

2009 年に世界的に流行した新型インフルエンザ（H1N1）は、タミフル等の抗ウイルス剤が治療に有効であり、また、2009 年 3 月時点の韓国内患者数も減少傾向にあります。今後、再流行やウイルス変異の可能性がないわけではありません。新型インフルエンザを含め、いつ、どのような感染症が流行するかを予測することは困難ですので、日頃より、大使館や SJC からの情報発信やメディア報道に注意を払い、パンデミック（大流行）の兆しがある場合には、落ち着いて、大使館等の指示に従ってください。

また、うがいや手洗い、せきエチケット等の衛生対策を習慣づけるとともに、外出ができない時のために、自宅等に水や食料等の備蓄を置くようにしましょう。

7．緊急時の連絡先

（１）警察 112（全国どこからでも局番なし）

日本語通訳者と警察官の 3 者通話が可能です（但し、日中に限る）。

（２）救急・消防 119

（３）日本大使館、総領事館

（イ）在韓国日本国大使館領事部

Seoul 特別市鍾路区壽松洞 146-1，利馬 Bldg7F
Consular section, Embassy of Japan,
Leema Bldg7F, 146-1 Susong-dong, Jongro-gu, Seoul,
Republic of Korea

* TEL：02-739-7400（領事部代表）、02-2170-5200（大使館代表）

FAX：02-723-3528（邦人援護）、02-739-7410（査証）

ホームページ：<http://www.kr.emb-japan.go.jp/>

領事部 E メールアドレス：ryojisodan.seoul@mofa.go.jp

（邦人援護、その他）

visa@japanem.or.kr（査証）

領事相談員専用 E メールアドレス：ryouisoudan@japanem.or.kr

（ロ）在釜山日本国総領事館

釜山広域市東区草梁 3 洞 1147-11

Consulate-General of Japan 1147-11, Choryang 3dong, Dong-gu,
Busan, Republic of Korea

* TEL：051-465-5101

Fax：051-464-1630

ホームページ：<http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/>

（ハ）在済州日本国総領事館

済州特別自治道済州市老衡洞 977-1

Consulate-General of Japan

977-1, Nohyeong-dong, Jeju-shi, Jeju Special Self-Governing Province,
Republic of Korea

* TEL : 064-710-9500

Fax: 064-743-5885

ホームページ : <http://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp/>

Eメールアドレス : centerip@kornet.net

(注) 上記 3 公館の * 印が付された電話番号は、執務時間外（休館日を含む）には緊急電話代行サービスに自動転送されるシステムを導入しています。オペレータが日本語等で対応してくれますので状況をご説明ください。事案の緊急性に応じ同代行サービスから連絡を受けた担当領事が、後刻連絡を差し上げます。

(4) 病院

	病院名	住所	代表電話	救急センター
1	カトリック大学校・江南聖母病院	瑞草区盤浦洞 505	02-590-1114	
2	カトリック大学校・汝矣島聖母病院	永登浦区汝矣島洞 62	02-3779-1114	02-3779-1188/1199
3	カトリック大学校・聖パウロ病院	東大門区典農 2 洞 620-56	02-958-2114	02-958-2340/1
4	江南車病院	江南区駅三 1 洞 650-9	02-3468-3000	02-3468-3060/1
5	江東カトリック病院	江東区千戸 4 洞 357	02-470-1211	
6	江北三星病院	鍾路区平洞 108	02-2001-2114	02-2001-1000
7	建国大学校病院	廣津区華陽洞 4-12	02-2030-5114	02-2030-5555
8	慶熙医療院	東大門区回基洞 1	02-958-8114	02-958-8282/8585
9	高麗大学校・九老病院	九老区九老洞 80	02-818-6114	02-2626-1550
1 0	高麗大学校・安岩病院	城北区安岩洞 5 街 126-1	02-920-5114	02-920-5373/4
1 1	三星ソウル病院	江南区逸院洞 50	02-3410-2114	02-3410-2060/1
1 2	ソウル大学校病院	鍾路区大学路 101	02-2072-2114	02-2072-2473~7
1 3	ソウル大学校・ボラメ病院	銅雀区新大方洞 425	02-840-2114	02-870-1119/2119/3119
1 4	ソウル赤十字病院	鍾路区平洞 164	02-2002-8000	02-2002-8888
1 5	ソウル牙山病院	松坡区風納洞 388-1	02-3010-3114	02-1688-7575
1 6	順天郷大学校病院	龍山区漢南洞 657	02-709-9114	02-709-9117~9
1 7	延世大学校・セブランス病院	西大門区新村洞 134	02-1599-1004	02-2228-8888/6566
1 8	延世大学校・永洞セブランス	江南区道谷洞 146-92	02-1599-6114	02-2019-2222
1 9	乙支病院	蘆原区下溪洞 280-1	02-970-8000	02-970-8282/83
2 0	梨花女子大学校・木洞病院	陽川区木洞 911-1	02-2650-5114	02-2650-5119/29
2 1	梨花女子大学校・東大門病院	鍾路区鍾路 6 街 70	02-760-5114	
2 2	仁済大学校・上溪白病院	蘆原区上溪 7 洞 761-1	02-950-1400	02-950-1119
2 3	仁済大学校・ソウル白病院	中区芋洞 2 街 85	02-2270-0114	02-2270-1119
2 4	中央大学校・龍山病院	龍山区漢江路 3 街 65-207	02-748-9900	02-748-9700/9800
2 5	中央大学校・黒石洞病院	銅雀区黒石洞 224-1	02-299-1114	02-6299-1338~40
2 6	漢林大学校・江東誠心病院	江東区吉 1 洞 445	02-2224-2114	02-2224-2358
2 7	漢林大学校・江南誠心病院	永登浦区大林 1 洞 948-1	02-809-5114/5	02-829-5119/29
2 8	漢林大学校・漢江誠心病院	永登浦区永登浦 94-200	02-2639-5114	
2 9	漢陽大学校病院	城東区杏堂洞 17	02-2290-8114	02-2290-8282~4
3 0	ソウル市立東部病院	東大門区舞鶴路 79	02-920-9114	02-920-9119
3 1	ソウル医療院	江南区三成洞 171-1	02-3430-0200	02-3430-0570/1
3 2	国立医療院	中区乙支路 6 街 18-79	02-2260-7114	02-2260-7414/5
3 3	外国人労働病院	九老区加里峰 1 洞 137-22	02-863-9966	

(口)釜山

[日本語が通じる医療機関]

- 金キョンシク内科病院
釜山広域市東区草梁2洞360
051 - 468 - 4735
- ゴヨ医院「金龍治」(内科)
釜山広域市水営区広安4洞774 - 3
051 - 753 - 2477
- クォンキョンザ産婦人科
釜山広域市北区徳川2洞400 - 1
051 - 335 - 3355 ~ 6
- ジョウン文化病院(産婦人科)
釜山広域市東区凡一2洞899 - 8
051 - 644 - 2002
- 大東病院(李均友)(小児科)
釜山広域市東萊区明倫洞530 - 1
051 - 554 - 1233
- 朴小児科医院
釜山広域市東区草梁2洞283 - 8
051 - 468 - 0362
- ムンヒョジュン皮膚泌尿器科
釜山広域市中区南浦洞5 - 39
051 - 248 - 3355
- メトロ病院整形(外科、内科)
釜山広域市水営区南川洞24 - 5
051 - 623 - 0250
- 金ウォンウ歯科医院
釜山広域市中区東光2洞6 - 3
051 - 245 - 8675
- グ歯科医院
釜山広域市中区大庁2洞15 - 2
051 - 463 - 7657 ~ 8
- 東京歯科医院
釜山広域市蓮堤区巨堤洞1208
051 - 506 - 0066
- ベヒョンジュ歯科医院
釜山広域市水営区望美1洞432 - 17
051 - 757 - 1022

- ジェン・ドン・ス・歯科医院
釜山広域市東萊区壽安洞 1 8 2
0 5 1 - 5 5 5 - 1 2 4 9
- 金・ボン・ヒ・耳鼻咽喉科
釜山広域市中区大庁 2 洞 2 3 - 7
0 5 1 - 2 4 5 - 8 6 8 7
- 聖母眼科
釜山広域市海雲台区佑 2 洞 1 0 7 8 - 7
0 5 1 - 7 4 2 - 8 6 7 5
- ABC 眼科
釜山広域市釜山鎮区釜田洞 4 8 5 - 2 6
0 5 1 - 8 1 6 - 7 5 8 2
- 愛の外科（痔疾）
釜山広域市水営区広安 4 洞 3 7 7 - 1 3
0 5 1 - 7 5 6 - 4 4 8 8
- ミド薬局
釜山広域市中区中央洞 4 - 4 7
0 5 1 - 4 6 9 - 9 6 9 3

[主な総合病院]

- 釜山大学校医大学科付属病院
釜山広域市西区峨嵋洞 1 - 1 0
0 5 1 - 2 5 4 - 0 1 7 1
- 東亜大学校医科大学付属病院
釜山広域市西区東大新洞 3 - 1
0 5 1 - 2 4 0 - 2 0 0 0
- MARYKNOLL HOSPITAL
釜山広域市中区大庁洞 4 - 1 2
0 5 1 - 4 6 5 - 8 8 0 1
- 釜山聖母病院
釜山広南区龍湖洞 5 3 8 - 4 1
0 5 1 - 9 3 3 7 - 1 1 4
- 水営韓瑞病院
釜山広域市水営区広安洞 1 - 4 9 1
0 5 1 - 7 5 6 - 0 0 8 1
- ジョウンガンアン病院
釜山広域市水営区南川洞 4 0 - 1
0 5 1 - 6 2 5 - 0 9 0 0

○ 浸礼病院

釜山広域市金井区南山洞 3 7 4 - 7 5

0 5 1 - 5 8 0 - 2 0 0 0

○ 釜山白病院

釜山広域市釜山鎮区開琴洞 6 3 3 - 1 6 5

0 5 1 - 8 9 4 - 3 4 2 1 ~ 9

(八) 済州

○ 済州大学病院 代表 064-750-1234

応急センター 064-750-1240

○ 漢拏病院 代表 064-740-5000

○ 韓国病院 代表 064-750-0000

応急センター 064-750-0119

○ 西帰浦医療院 代表 064-730-3106

夜 間 064-730-3109

(5) カード会社 (フリーダイヤル / 24 時間)

別表 (クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧) をご参照

(6) 保険会社

○ 三井住友海上 0120-632-277 海外から + 81-3-3497-0915

○ 損保ジャパン 0120-888-089 海外から 018-888-9547 (海外ホットライ
ン)

○ ジェイアイ傷害火災 0120-877-030 ソウル 02-771-8111

○ AIU 保険会社 0120-166-6755 韓国から 00798-815-0029 (コレクトコ
ール)

○ あいおい損保 0120-668-057 海外から + 81-18-888-9535

○ エース保険 0120-071-313 韓国から 00798-8521-4460 (コレクトコー
ル)

○ 東京海上日動 0120-868-100 海外から + 81-3-5299-2810

○ 日本興亜損保 0120-919-498 韓国から 00798-81-1-0130 (コレクトコー
ル)

(7) 航空会社

(イ) ソウル

○ 日本航空 02-757-1711

○ 全日空 02-752-5500

○ 大韓航空 1588-2001

- アシアナ航空 1588-8000
- ノースウェスト航空 02-732-1700

(ロ) 釜山

- 日本航空 051-469-1215 (予約)
- 大韓航空 051-464-2000 (予約)
- アシアナ航空 051-464-8000 (予約)

(ハ) 済州

- 大韓航空 064-750-8333
- アシアナ航空 064-743-2626
- 済州航空 1599-1500

(8) フェリー会社

- 釜関 フェリー (釜山 - 下関) 051-463-3161、02-738-0055
- 高麗フェリー (釜山 - 博多) 051-466-7799、02-775-2323
- 大阪フェリー (釜山 - 大阪) 051-469-8801、02-756-4500
- 未来高速 (釜山 - 博多) 051-441-8200、02-725-1101
- J R九州高速船 上記「未来高速」に同じ。
- 大垂高速 (釜山 - 対馬) 051-465-1114

(9) 遺失物相談

(イ) ソウル

- ソウル市警民願室 (遺失物センター) 02-2299-1282
- 仁川国際空港 032-732-3114、032-741-3110

1	仁川空港利用案内	1577-2600/032-741-0114
	(政府機関)	
2	仁川空港警察隊	032-740-0112
3	犯罪・盗難申告	032-741-0113
4	仁川空港遺失物管理所	032-741-3110/3114
5	テロ・爆発物申告	032-741-3900/4949/4000
6	仁川空港消防隊	032-741-2119
7	仁川空港出入国管理所 (入国)	032-740-7114
8	仁川空港出入国管理所 (出国)	032-740-7115
9	仁川空港税関	032-740-3333
10	仁川空港検疫所	032-740-2700~4
11	動物検疫所	032-740-2660
12	植物検疫所	032-740-2077~9
13	国立植物検疫所仁川空港支所	032-740-2071
14	国立水産物品質検査院仁川空港支院	032-740-2991~4

1 5	空港医療センター	032-743-3119
	(航空会社)	
1 6	日本航空	032-744-3601
1 7	全日本空輸	032-744-3200
1 8	大韓航空	032-742-7654
1 9	アジアナ航空	032-744-2132
2 0	ユナイテッド航空	032-744-6666
2 1	ノースウエスト航空	032-744-6300

○金浦空港 02-660-4097、02-6110-2673

1	金浦空港代表	02-2660-2114
2	国内線電話案内	02-2660-2475/2476
3	国際線総合案内	02-2660-2483/4
	(政府機関)	
4	金浦空港警察隊	02-2660-4499/2677
5	金浦空港警察隊(紛失物申告センター)	02-2660-4097
6	金浦税関(輸出入通関)	02-2660-8585
7	金浦税関(旅客庁舎)	02-2660-8686
8	出入国管理事務所金浦出張所	02-2664-6202
9	国立仁川空港検疫所金浦支所	02-2660-4839/2663-7932
1 0	獣医学検疫院 ソウル支院金浦出張所	02-2664-0601
1 1	ソウル市文化財鑑定室	02-2662-1546
1 2	国立水産物品質検査院ソウル支院	02-2663-2207
1 3	国立食品検疫院金浦空港事務所	02-2664-3844
	(航空会社)	
1 4	大韓航空・国際線	02-2656-5141
1 5	大韓航空・国内線	02-2656-5005/6
1 6	アジアナ航空・国際線	02-2669-1151/66
1 7	済州航空・国内線	070-7420-1004
1 8	ハンソン航空・国内線	02-2662-4682
1 9	日本航空・金浦支店	02-2064-1010
2 0	全日本空輸・金浦支店	02-2661-6337

○地下鉄申告センター

・市庁駅(1・2号線) 02-6110-1122

- ・忠武路駅（３・４号線） 02-6110-3344
- ・往十里駅（５号線） 02-6311-6765、02-6311-6768
- ・泰陵入口駅（６・７号線） 02-6311-6766、02-6311-6767
- 韓国鉄道公社紛失センター
 - ・ソウル駅 02-755-7108
 - ・九老駅 02-869-0089
- ソウル個人タクシー運送事業組合 02-415-9521
- ソウル特別市タクシー運送事業組合（会社タクシー） 02-420-6110
- （口）釜山
 - 釜山地方警察庁 051-1566-0112
 - 地下鉄遺失物センター 051-640-7339
- （ハ）済州
 - 済州地方警察庁 064-739-0182
- （10）電話番号案内 1 1 4
- （11）各種ホームページ
 - ソウルナビ www.seoulnavi.com
 - コネスト www.konest.com
- （12）その他
 - （イ）ソウル
 - 韓国観光公社 観光案内 1330（８時～２０時、ソウル 24 時間、携帯電話から架電する場合は地域番号が必要）
 - 韓国観光苦情申告センター 02-735-0101
 - ソウル市総合案内所 02-735-8688
 - 韓国外国人勤労者支援センター 02-6900-8000（賃金払い、労災、医療福祉、国際結婚、人権侵害等）
 - ソウル生活・観光相談（ダサン 1 2 0） 02-120
 - （口）釜山
 - 金海国際空港観光案内所 051-973-2800
 - 釜山駅観光案内所 051-441-6565
 - 釜山港国際旅客ターミナル観光案内所 051-465-3471
 - （ハ）済州
 - 済州特別自治道観光協会 064-742-8861
- （注）電話番号はしばしば変更されることがありますのでご注意ください。
- （13）緊急時の言葉
 - （イ）助けて = サラム サルリョ
 - （口）火事だ = プリヤ
 - （ハ）泥棒だ = トドゥギヤ
 - （ニ）強盗だ = カンドヤ

(ホ)警察 = キョンチャル
(ヘ)消防 = ソバン
(ト)救急車 = クグップチャ、エンブランス
(チ)病院 = ピョンウォン

緊急事態対処マニュアル

緊急事態発生時、大使館及びソウル・ジャパン・クラブ（ＳＪＣ）では全力で対応にあたりますが、まずは各自が責任をもって自己の安全対策に努めることが重要です。仮に緊急事態に遭遇してしまった場合、的確かつ迅速に対応できるよう、心構え、平素からの準備、緊急時の行動等について諸点をマニュアルとしてとりまとめましたので、ご参考にいただき、緊急時には冷静に対応できるよう心掛けていただければ幸いです。

１．心構え

- （１）緊急事態はいつ発生するかわかりません。緊急事態に備え、携行品等の準備をしておくとともに、家族や社内等で緊急時の連絡方法や対応要領等について予め話し合っておくことが重要です。また、日頃より家族その他関係先に対して自分の所在地を連絡しておくよう心掛けることはもとより、大使館に対する在留届の提出、住所・連絡先の変更又は帰国の届出の励行に心がけてください。（詳細２．（１）（イ）参照）。

緊急事態発生時の所在確認は、行方不明者の安否確認を行う上でも重要な作業となりますので皆様の協力をよろしくお願いいたします。

- （２）緊急事態発生の危険が高まった際には、早期に国外へ退避することが最良の安全対策です。このためにも旅券の所在を常に把握し、いざという時には直に持ち出せるようにして下さい。
- （３）緊急事態の発生又は発生するおそれがある場合、大使館は、邦人保護に全力を期すための情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、緊急連絡網、ホームページ、メールマガジン等を通じ随時皆様に連絡します。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないように心がけてください。また、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ、情報収集に最大限努めて下さい。
- （４）緊急事態発生に際しては、お互いに助け合って対処することが重要です。大使館やＳＪＣから在留邦人の皆様に対し、種々の協力をお願いすることもありますので宜しくお願いします。

2．平素の準備

(1) 連絡体制の確立・整備

(イ) 在留届

外国に住所もしくは居所を定めて 3 か月以上滞在する邦人の方は、旅券法第 16 条により、その地域を管轄する日本大使館または総事館に届け出ることが義務付けられています。在留届が提出されていなければ、大使館や総領事館ではその邦人の方が海外に滞在している事実を認知することができず、万一の場合、その方の安否確認等の各種連絡を行うことができません。是非とも在留届の励行をお願いいたします。

在留届

在外公館
受付日付

氏	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given name)	生年月日 西暦	年	月	日生		
名	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女	(*) 1.長期滞在 2.永住				
本籍									
(*) 職	業	1. 民間企業関係者・教師 2. 報道関係者 3. 自由業及び専門的職業関係者 4. 留学生・研究者・教師 5. 政府関係機関職員 6. その他()							
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦	年	月	日	有効期間満了日 西暦	年	月	日
到着日	西暦	年	月	日	滞在予定	西暦	年	月頃まで	
在留地 の住所 又は居所	住所又は居所 ----- TEL ----- 携帯電話 FAX Email								
在留地の 緊急連絡先 (注意事項5.参照)	氏名又は会社等所属先名 本人との関係 住所 ----- TEL FAX Email								
日本国内の 連絡先	氏名 本人との関係 TEL 住所								
日本国内の 所属先	会社等所属先名 ----- TEL								

同居家族(注意事項6.参照)

続柄	氏	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given name)	生年月日 西暦	年	月	日生	
	名	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女	(*) 1.長期滞在 2.永住			
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦	年	月	日	有効期間満了日 西暦	年	月	日
到着日	西暦	年	月	日	滞在予定	西暦	年	月頃まで	
続柄	氏	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given name)	生年月日 西暦	年	月	日生	
	名	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女	(*) 1.長期滞在 2.永住			
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦	年	月	日	有効期間満了日 西暦	年	月	日
到着日	西暦	年	月	日	滞在予定	西暦	年	月頃まで	
続柄	氏	ローマ字 (旅券記載どおり)	(Surname)	(Given name)	生年月日 西暦	年	月	日生	
	名	漢字	(姓)	(名)	(*) 1.男 2.女	(*) 1.長期滞在 2.永住			
旅券	旅券番号	発行年月日 西暦	年	月	日	有効期間満了日 西暦	年	月	日
到着日	西暦	年	月	日	滞在予定	西暦	年	月頃まで	

用紙の大きさはA4

上記のとおり届出ます。

西暦 年 月 日

在 大使 総領事 殿

届出人署名

注意事項

1. 外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在する予定の方は、旅券法第16条の規定により在留届の届出義務がありますので、到着後遅滞なく、滞在する国又は地域の日本国大使館又は総領事館(以下「在外公館」という。)の窓口にてこの在留届を届け出て下さい(なお、届け出るべき在外公館が不明の場合等には、最寄りの在外公館に照会して下さい。また、届出は郵送又はFAXによって行っても差し支えありません。)
2. この届出は、緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けるのに必要です。
3. 住所、居所、その他の届出事項に変更が生じたとき又は在留地を去る(一時的な旅行を除く。)ときは、必ずその旨を届け出て下さい。
3. ローマ字による氏名表記は、旅券に記載されているとおりに記入して下さい。
4. 漢字による氏名は、戸籍に記載されているとおりの氏名を記入して下さい。国際結婚により氏を変更した方は、旧姓も併せて記入して下さい。
5. 企業又は何らかの組織に所属している場合には、「在留地の緊急連絡先」の欄には、所属している企業又は組織の連絡先を記入して下さい。なお、右企業等に夜間又は休日等連絡ができない場合は、友人、家主等連絡可能な方としても差し支えありません(ただし、この場合には、企業又は組織名と電話番号を括弧書きで併記して下さい。)
6. 同居家族のうちで、「本籍」、「日本国内の連絡先」が異なる方又は職業を別に有している方がいる場合には、この在留届はできるだけ各人毎に提出して下さい。また、同居家族が書き切れないときは、裏面の「在外公館記載欄」を適宜利用して下さい。
7. 「*」印の箇所は、該当事項を○で囲んで下さい。

在留届は、別添 1 の「在留届」用紙に所要事項をご記入いただいた上、大使館に直接お持ちいただくか（大使館にも用紙は備えてあります。）郵送、FAX（02-723-3528）等で送付してください。

また、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）からオンラインで届出（在留届電子届出システム（ORRネット）いただくことも可能です。

（ロ）帰国届・住所等変更届

在留届を提出した後、

- 日本への帰国（休暇等一時帰国を除く。）
- 韓国国内での引っ越し等による住所変更
- 電話番号等連絡先の変更など、在留届記載事項に変更が生じた場合は、別添 2 の「帰国届・住所等変更届」に所要事項を記入した上で、大使館に直接お持ちいただくか、郵送、FAX 等で大使館宛に送付してください。（オンラインで在留届を出された方はオンラインでの帰国・変更届の提出ができます。）また、他に方法がない場合は、大使館に電話又は E メールで連絡いただければ受け付けることも可能です。

(別添2: 帰国届・住所等変更届用紙)

(郵送での宛先) S E O U L 特別市鍾路区寿松洞 1 4 6 - 1

利馬 B 1 d g , 7 F

在韓国日本大使館領事部在留届係

郵便番号: 1 1 0 - 7 5 5

(F A X 番号) 0 2 - 7 2 3 - 3 5 2 8、(電話番号) 0 2 - 7 3 9 - 7 4 0 0

在留届を提出後、帰国する際、又は住所変更或いは家族構成の異動等、記載事項に変更があった際には、その旨、至急大使館領事部へ郵送もしくは F A X にてご通知願います。

切り取り線

帰国届	住所等変更届
氏 名 (漢 字) (ローマ字) 生年月日 1 9 年 月 日	氏 名 (漢 字) (ローマ字) 生年月日 1 9 年 月 日
韓国内住所	旧住所
(以下、該当する方に○を付けて下さい) 家族全員帰国 一部帰国: 残留者名	新住所
帰国年月日 年 月 日	新電話番号
帰国後の連絡先(差し支えなければ)	F A X 番号
電話番号(差し支えなければ)	携帯電話番号
上記のとおりお知らせします。 年 月 日	移転年月日 年 月 日
署名	その他変更事項
	上記のとおりお知らせします。 年 月 日
	署名

(ハ) S J C 緊急連絡網

S J C 法人所属個人会員の方は、S J C 会員名簿に S J C 緊急連絡網が掲載されています。記載事項に誤りや 変更があった際には各委員会（法人会員の方）と S J C 事務局（F A X 0 2 - 7 3 8 - 2 8 1 3、T E L 0 2 - 7 3 9 - 6 9 6 2・7 9 6 3）にご連絡ください。

また、S J C 法人所属個人会員の方は、緊急連絡網に基づく緊急連絡は誰から来て誰に繋ぐのかを平素から確認しておくとともに、必要頁をコピーして携帯する等情報伝達が滞りなく行われるよう心がけてください。

なお、S J C 事務局では上記連絡網の他に携帯電話の文字メールでも緊急連絡をお送りします。特に一般個人会員の方は、他に情報提供のツールがないことから、できるだけ携帯電話の電話番号を S J C 事務局に登録して下さい。

(ニ) その他

S J C に加入されていない方で何らかの団体に加入・関連されている方は、団体の本部を通じて緊急連絡等を行うことを検討中ですので、団体の名簿、本部の所在地及び連絡先等を大使館に一報ください。

(2) 情報収集

平素からテレビ・インターネット等を通じて、最新治安情勢を入手するよう心がけて下さい。また、大使館及び S J C では、以下の連絡手段を活用して各種情報を提供していますので、是非ご利用ください。

(イ) 大使館及び S J C ホームページ

大使館 H P : (<http://www.kr.emb-japan.go.jp/>)

S J C H P : (<http://www.sjc.co.kr/>)

(ロ) F A X 一斉送信システム

大使館では、F A X 一斉同報システムを活用し、S J C に加入されている法人会員企業や個人の方（在留届を提出した邦人で希望される方）等に対して、渡航情報や治安情勢を F A X で送信しています。登録を希望される方、F A X 番号に変更があった方には、別添 3 「大使館 F A X 一斉送信新規・変更・中止届」をご記入の上、大使館 (F A X : 02-723-3528) まで F A X で送信して下さい。

- 該当する箇所に○印を付し、所要事項をご記入の上、大使館領事部へ送信願います。
○企業等団体に所属されている方は、極力、企業（団体）単位での登録をお願い致します。

(ハ) メールマガジン

大使館では、毎月10日、在留届を提出いただいた邦人の方で、あわせてメールマガジン登録いただいた方々を対象として、Eメールで大使館からの各種知らせ(定期配信)を送信しています。このメールマガジンは緊急事態発生時には緊急Eメール(臨時配信)としても活用されますので、是非ご登録をお願いいたします。登録は大使館にて直接登録申請いただくか、大使館ホームページ <http://www.kr.emb-japan.go.jp> のトップページ右肩の「WEB-MAGAZINE登録はこちらから」から行うことが可能です。

(ニ) その他

緊急事態が発生時、NHKラジオジャパンも連絡手段の一つとして活用する予定です。平素から周波数、放送概要等を確認しておいて下さい。

NHKラジオジャパンホームページ (<http://www.nhk.or.jp/rj/>)

(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認

(イ) 一時避難場所の検討

緊急事態に巻き込まれそうになった場合の取りあえずの避難場所について、常日頃から検討しておいて下さい。自分がどの場所(勤務先、通勤途上、自宅等)で、どのような事態に巻き込まれる可能性があるか、いくつかのケースを想定してそれぞれのケースでの避難場所等を、予め検討しておいて下さい。

(ロ) 緊急避難場所

緊急事態発生時、状況に応じて、大使館より緊急避難場所への集合を連絡することがあります。緊急避難場所は空港や日本人学校等が予想されますので、その位置やルートについて確認しておいて下さい。(別添4:ソウル市内略図)

(4) 携行品等、非常用物資の準備

(イ) パスポート・現金等

パスポート、外国人登録証、現金等、最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて準備しておくとい良いでしょう。

緊急時には、パスポート、外国人登録証は身分を証明するものとして、出国等のため不可欠です。現金は、航空運賃相当額、当座生活できる程度のウォン貨の他、小額紙幣を含むある程度の円、ドルを用意しておくのが良いでしょう。

(ロ) 自宅待機用備蓄物品

緊急事態発生時において情勢が不明な場合には、安易に移動するより自宅待機の方が良い場合があります。そのため、以下の避難・退避用携行品とともに、自宅待機用として非常用食料、飲料水、医薬品、燃料等を十分(最低10日分程度)備蓄しておくことをおすすめします。

(ハ) 避難・退避用携行品

突発的な緊急事態発生時は、安全な場所に避難・退避するための輸送手段が限られたり、徒歩で移動する必要が生じたりしますので、避難・退避用携行品の準備が必要(最低3日分程度)です。携行品は、直ちに持ち出せるよう予めま

とめて保管（リュックサックに入れておく等）しておく和良好的でしょう。

（二）電池式（発電式）短波・FM ラジオ

緊急事態発生時、大使館より連絡網等を通じて情報提供するとともに、必要な連絡を行います。電力及び電話が使用できなくなる場合が想定され、NHK国際放送等により必要な連絡を行うことがありますので、電池式（発電式）短波、海外FM放送も受信可能なラジオ（予備電池の準備もお忘れなく）を準備しておくことをおすすめします。

（別添5：備蓄物品チェックリスト）

3．緊急時の行動

(1) 情勢の把握・大使館からの緊急連絡

- (イ) 緊急事態発生時、まずは、国内、海外のテレオ・ラジオなどから最新情報の収集に努め、極力、危険な場所に近づかないよう心がけて下さい。
- (ロ) 大使館からは、治安状況等に応じて4種類の「渡航情報（危険情報）」が発出されます。（別添6：渡航情報とは）
- (ハ) 状況により、自宅待機や避難・退避のための集合場所・時間等が連絡される場合もあります。なお、これらの連絡は、法的拘束力を持たないため、最終的には邦人の皆様各自の責任において行動されることとなりますが、可能な限りこれらの連絡を踏まえて行動していただくようお願い致します。

(ニ) 各種情報の入手、大使館から皆様への主な連絡手段は以下のとおりです。

- S J C 緊急連絡網
- F A X 一斉送信
- 大使館及び SJC ホームページ
- メールマガジン
- N H K 衛星放送（衛星第1、第2、ワールドプレミアム、ラジオ）
- その他：韓国の放送、米軍放送、インターネット等

(ホ) 過去の例から見ると、緊急事態が発生した際、大使館には各種照会が殺到し、電話が通じにくい状況になることが懸念されます。

電話回線を確保する観点から、S J C 会員の皆様は S J C 連絡網にある班長・委員長等の順で、また何らかの団体・組織に所属している方は、同団体・組織を大使館に届け出て頂いた上で、同団体組織を通じてお問い合わせください。

(2) 避難・退避行動等

大使館から発出される危険情報等に格別の留意をお願いします。各危険情報における邦人の皆様の対応の目安は以下のとおりです。

(イ) 「渡航の是非を検討して下さい。」 「渡航の延期をおすすめします。」

この段階では、個人、派遣先企業等の独自の判断により、日本への退避（帰国）等が行われることとなりますが、少なくとも、高齢者、婦女子、病弱者等は早めに退避（帰国）されるのが良いでしょう。

利用する輸送手段は、主に定期航空便になりますが、空席状況や居住地の地理的状況の如何によっては海路等の他の手段を利用する可能性もあります。

(ロ) 「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

定期航空便が欠航又は十分な座席の確保ができない場合、大使館、S J C では邦人の皆様の退避のために、必要に応じて、その他輸送手段（チャーター便、政府専用機等）を確保すべく努力します（これらの利用にあたっては、通常、片道エコノミー正規料金の支払いが必要となります。所定の手続きを行えば後払いが可能です）。

この場合、空港等には可能な限り大使館員が派遣され、邦人の皆様の円滑な出

国に対する支援を行います。大型航空機が着陸可能なソウル周辺の空港としては、仁川空港、金浦空港、ソウル空港（軍用）が想定されます。空港が閉鎖される状況になる前に、できるだけ多くの大勢の邦人の方々が退避されることが重要です。

（ハ）空港閉鎖の場合

緊急事態が発生又は目前に泊り、空港が閉鎖され、航空機による退避が不可能な状態になった場合には、次のいずれかの対応になるものと想定されます。

（a）自宅待機

次のような場合に自宅待機することとなります。特に、戒厳令（外出禁止）が敷かれた場合は、自宅待機して状況の推移を見守ります。

- 外出（集合場所への移動等を含む）が危険と判断される期間
- 後方の安全地域（通常は南方）への移動方法等が確定するまでの期間

（b）後方の安全地域への避難

後方の安全地域へ避難する方法については、次のような選択肢が想定されます。いずれの選択肢を使って避難することになるかは、利用可能な選択肢の中から安全性、輸送容量を総合的に判断し確定することになります。確定された時点で大使館から集合場所、時間、注意事項等を3（1）（2）の手段等を使用して連絡しますので、常に大使館との上記通信手段を確保しておいてください。

○ 他の国との協力による避難

大使館と他国の大使館が協力して、列車、バス等の輸送手段により後方の安全地域へ避難する場合。

○ 韓国側が策定する外国人用の避難方法による避難

韓国側が決定した外国人用の避難方法に従って避難する場合。

○ 自力で避難

他に手段がなくなった場合、集団を形成して自力（車両等による集団車列又は徒歩）避難せざるを得ない場合もあります。なお、その場合には日本人学校等の集合場所が連絡されます。

（c）留意事項

- 集合場所までは自力で集合していただく必要があるものと見込まれます。
- パスポート、外国人登録証及び退避用携行品は必ず携行して下さい。
- 集合場所へは可能な限り大使館員を派遣するようにしますので、現地ではその指示、誘導に従って下さい。

4．その他

（1）日本人学校生徒

緊急事態発生時、帰宅、休校等の措置がとられることとなります。

（2）退避（帰国）後の連絡

在留届を提出された邦人の方が、独自に日本に退避された際には、その旨を親族等に連絡されるとともに、速やかに外務省海外邦人安全課（外務省代表：03 - 3580 - 3311）に連絡して下さい。

帰国された旨連絡がないと、大使館では当該帰国された方の安否確認に時間を取られ、場合によっては、行方不明として扱われることになるほか、実際に当地に残っている方々の安否確認に遅れを生じることにもなりかねません。

（３）その他

韓国の行政自治部が韓国人向けにインターネットで公表している「戦時国民行動要領」の簡約版をご参考までに掲載します。（別添７：韓国行政自治部が作成した戦時国民行動要領）



日本大使館（本館）	ソウル特別市 鍾路区中学洞 18-11 TEL : 02 - 2170 - 5200 FAX : 02 - 734 - 4528
日本大使館（領事部）	ソウル特別市鍾路区寿松洞 146-1 利馬ビル7F TEL : 02 - 739 - 7400 FAX : 02 - 723 - 3528（邦人援護） FAX : 02 - 739 - 7410（査証）
日本大使館（公報文化院）	ソウル特別市鍾路区雲泥洞 114-8 TEL : 02 - 765 - 3011 ~ 3、9926 ~ 7 FAX : 02 - 742 - 4629, 3675 - 4680

緊急事態に備えての備蓄物品チェックリスト

1. 貴重品等

(1) パスポート、外国人登録証、その他各種証明書（日本の運転免許書等）

パスポートは、有効期限を確認するとともに、「所持人記載欄」は必ず記入しておいて下さい。また、下段に血液型も記入しておいて下さい。

(2) 現金（ウォン、円、ドル）

(3) その他（預金通帳、写真（複数枚等））

2. 自宅待機用の備蓄品

- 非常用食料、飲料水、医薬品、燃料等
- 現金

3. 退避用携行品

次の携行品を準備し、直ぐに持ち出せるようにしておいて下さい。

(1) 最低限必要な物

- 食料（軽量、高カロリー、調理不要のものが：10日分程度）
- 水筒又は携帯濾過器
- Emergency Blanket 又は毛布（寝袋）、リュックサック類、雨具

(2) その他

- 着替え（全天候用の防寒着、吸湿性に富んだもの）、靴、帽子等
- トイレットペーパー、石鹸、タオル、洗面具等
- 服用中の薬（処方箋含む）、応急用医薬品：10日分程度
- 乳幼児用食料・おむつ等：3日分程度
- 電池で利用できるラジオ（短波・FM放送受信できるもの）、懐中電灯、時計、ライター、手袋等の暖房具、予備電池

4. 自動車

自動車をお持ちの方は、常に良好な状態を保つよう整備し、ガソリンを満タンにしておくよう心掛けましょう。また、車内には地図、懐中電灯等を備えておきましょう。

ただし、状況によっては、自動車による避難が禁止される、または不可能となる場合があります。

渡航情報とは

渡航情報は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、最新の現地治安情勢と安全対策の目安を示す「危険情報」と、限定された期間、場所、事項について安全対策の観点から速報的に発出する「スポット情報」からなります。

- 「十分注意して下さい」

その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けて頂くようおすすめするものです。

- 「渡航の是非を検討して下さい」

当該国(地域)への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行って頂き、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをおすすめするものです。

また、当該国(地域)に滞在している邦人に対しては、「渡航の是非を検討して下さい」が発出されたことを知らせるとともに、状況に応じた注意をすすめるものです。

- 「渡航の延期をおすすめします」

当該国(地域)への渡航は、どのような目的であれ延期するようおすすめするものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して、退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。

- 「退避を勧告します。渡航は延期してください」

現地に滞在している全ての日本人の方々に対して、当該国(地域)から安全な国(地域)へ退避(日本への帰国を含む)を勧告するものです。

戦争・テロ等、非常時国民行動要領

韓国行政安全部

- 1 . 非常事態発生時行動要領
非常事態が発生したら
首都圏住民行動要領
最前方地域住民行動要領
- 2 . 民防空警報時行動要領
民防空警報発令時行動要領
- 3 . 人命・施設待避時行動要領
大型建物破壊及び火災時行動要領
休電・断水・ガス供給中断時行動要領
地下鉄被害時行動要領
- 4 . 化生放（NBC戦争：化学、生物学、放射能兵器を使う戦争）攻撃時行動要領
化学武器の特性及び攻撃時行動要領
生物核兵器の特性及び攻撃時行動要領
核・放射能武器の特性及び攻撃時行動要領
- 5 . 戦時に備えた物資及びその他
非常事態に備え家庭内に平時に準備すべき物資の準備要領
化生放に備えた物資の種類と使用要領
非常時の申告要領
負傷者応急措置要領

1．非常事態発生時行動要領

(1) 非常事態が発生したら

政府

- 敵の攻撃が予想されたり、始まると国家非常事態(忠武事態)を宣布し、民・官・軍が総力をあげて対応します。
- 国家動員令を宣布し、兵力・人力・物資・装備等を動員し、軍の戦争遂行を支援します。
- 有事の際、国民生活安定のため、基本的な生活必需品を指定し、流通を統制し、必要の際には配給制を実施します。

国民は以下のとおり行動します。

→直ちに帰宅し、動員対象企業の職員は職場に行きます。

- 戦争遂行のための車両を除いては全ての自動車の運行が制限されるため、公共交通手段を利用します。
- 通話が急増することで通信網が麻痺しないように、不必要な電話の使用を自制します。
- 休電・断水に備え、ろうそくや懐中電灯を準備し、浴槽や大きな容器に水を溜め大切に使うてはいけません。
- 家の外に出ず、TV・ラジオ・民防委放送を聞き続け、政府の案内を信じて従わなくてはいけません。

→国家動員令が宣布されたら、動員対象人員、装備は指定された集合場所に応召します。

- * 平時に通報を受けた任務告知書や動員令状は、なくさずしっかり保管しなくてはいけません。
- 動員に応じる前、家族にその事実(日時、場所)を知らせ、本人がいなくても家族が現状をしっかりと克服できるように非常用備蓄品及び待避場所等を熟知していなくてはいけません。
- 集合場所に到着後、動員関係者に申告し、統制に従って行動し、任意に集合場所から離脱してはいけません。
- 装備が動員対象である場合には、正常稼働に必要な修理付属品等を準備し動員に応じなくてはいけません。
- 動員に応じた後、部隊及び職場の統制に従って任務遂行に必要な所定の教育を受け移動、任務遂行の準備をします。

動員対象支援及び任務

区分	対象	任務
兵力支援	・ 動員予備軍として指定された者	・ 戦時、戦闘遂行
人的支援	・ 重点管理指定企業に従事する者 ・ 重点管理対象として指定された技術人員	・ 動員指定業者戦時任務遂行 ・ 戦時後方作戦支援
物資	・ 食品、油類、工産品、医薬品、自動車、建設機械、情報通信装備等	・ 戦時軍事作戦及び国民生活安定のための物資支援
業者	・ 防産品、工産品生産・修理、医療・製薬、輸送・建設業者等	・ 戦時軍事作戦及び国民生活安定のための物資生産、緊急復旧等の支援

→生活必需品を買い占めることはせず、政府の配給制実施に協力します。

＊ 非常時に備え、平時に非常物資（１５日から３０日）を準備しておかなくてはなりません。

・生活必需品（１０品目）

米、精麦、豆、小麦粉、ラーメン、塩、油類（暖房用/炊事用）、ガス缶、乾電池、ロウソク

・配給制品目（５品目）

米、ラーメン、油類（暖房用/炊事用）、ガス缶、塩

→敵の嘘の宣伝や流言飛語に惑わされず、怪しい人・物は直ちに申告します。

○ 申告すべき対象

- ・ 敵軍、武装共匪、スパイ、スパイ船舶、拳動不審者
- ・ 不発弾、地雷といった爆発物
- ・ 不穏な宣伝物、不穏な文書
- ・ 空中から落下してくる者、煙幕を撒く怪しい飛行機
- ・ 国家の重要施設を写真撮影したり破壊しようとする者
- ・ その他国家安保を害する者及び各種被害発生状況

○ 申告先

国家情報院（１１１） 警察（１１３） 近くの軍部隊及び官公

（２）首都圏住民行動要領

政府

首都圏は、韓国の中心地域として、政府は敵の挑発を首都圏北方から撃退し、首都圏を安全に守れるよう万全の準備をして対応します。

首都圏の住民は以下のとおり行動します。

- 非常事態が発生すると家や職場に速やかに戻ります。
- むやみな避難行為は混乱を煽り、戦争遂行に悪影響を与えることになるので、国民は政府を信じ落ち着いて政府の案内に従って行動します。
- 首都圏の主要道路は非常時、軍隊の重要な作戦路及び補給路になり、人と車両の通行が厳しく統制されることになるので、不必要な外出を控え、やむを得ず外出しなくてはならない場合には公共交通機関を利用します。

(3) 最前方地域住民行動要領

政府

政府と軍は、最前方地域の住民を保護し、円滑な軍事作戦遂行のため住民を待避又は移動させます。

最前方地域住民は以下のとおり行動します。

→ 政府や軍の案内及び統制に従って洞・里単位を基準として指定された移動路で後方地域(集合場所)まで自動車を利用して移動します。

- その後、個人の意志によって親戚の家や希望地への自らの移動が可能です。
- 後方地域には、移動住民のための収容施設と救護物資等が準備されています。

→ 移動の際には、残していく財産が敵軍に利用されないために

- 食料用穀物と家畜は可能な限り軍部隊と官公庁に引き渡し
- 車両と農機械等は主要部品を取り除きます。

移動の際の基本携帯品(一人当たり20kg程度)

食料	非常食料7人分(5人家族の米基準15kg) おかず及び簡易食品
衣類及び寝具類	下着、毛布、テント等
非常薬品	消毒剤、解熱鎮痛剤、消化剤、下痢止め、火傷軟膏、止血剤、消炎剤、包帯、脱脂綿、絆創膏、三角巾等
生活用品	炊事道具、ラジオ、携帯電話、懐中電灯、ロウソク、ライター(マッチ)等
NBC戦に備えた物品	防毒マスク、防護服、防毒手袋、防毒長靴等

2. 民防空警報時行動要領

(1) 民防空警報発令時行動要領

政府

民防空警報は、敵の航空機やミサイル等による攻撃が予想されたり、攻撃中にその事実を

国民に速やかに伝えるもので、政府では全国的な民防空警報体制を作り準備しています。

- 「警戒警報」攻撃が予想される時
—サイレンで1分間平坦音（— — —）を鳴らし、
—ラジオ・ＴＶ・拡声器等で警報放送を行います。
- 「空襲警報」敵の攻撃が切迫したり行われている時
—サイレンで3分間波状音（～ ～ ～）を鳴らし、
—ラジオ・ＴＶ・拡声器等で警報放送を行います。
- 「NBC警報」敵のNBC攻撃があたり予想される時
—ラジオ・ＴＶ・拡声器等で警報放送を行います。
- 「警報解除」攻撃直後及び追加攻撃が予想されない時
—ラジオ・ＴＶ・拡声器等で警報放送を行います。

国民は以下のとおり行動します。

→警戒警報が鳴れば・・・

- 直ちにＴＶ、ラジオ放送を聞き、政府の案内に従わなくてはなりません。
- 夜は電気を消し、光が外に漏れないように遮断しなくてはなりません。
- 子供と老弱者を前もって待避させ、平時準備しておいた非常用品は待避所に移さなければなりません。
- 火災の危険性のある石油とガス筒は安全な場所に移し、外部のガスバルブを閉めて電熱器のコードを抜かなくてはなりません。
- NBC攻撃に備え、防毒マスク等、個人保護装備品を点検し、飲食物と雨水等は蓋やビニールで覆っておかなくてはなりません。
- 映画館、運動場、飲食店等の人が大勢集まる場所は営業を中断し、客には待避の準備をするよう促さなければなりません。

→空襲警報が鳴ったら・・・

- 地下待避所等、安全な場所へ速やかに待避します。高層の建物では地下室又は下層階へ速やかに待避しなくてはなりません。
- NBC攻撃に備えた防毒マスク等の個人保護用装備品と簡単な生活必需品・物資等を持って待避しなくてはなりません。
- 運行中の車両は、近くの空き地や道路右側に止めて、乗客を全員下車させ安全な場所へ待避させなければなりません。
- 待避した後でも、引き続き放送を聞き、政府の案内に従って行動しなければなりません。

→NBC警報が鳴れば・・・

- 防毒マスク・防護服を着用したり、タオル等で鼻と口を塞ぎ、ビニールや雨具で体を保護しなくてはなりません。
- 時間的に余裕があれば、飲食物はプラスチック容器やビニールでしっかり包装しておき、

井戸や窰はビニールや蓋で塞いでおかなくてはなりません。

- 化学攻撃がある時は、高地帯や高層建物の上層部に速やかに待避し、室内に待避する際は門をしっかり閉め、外部の汚染空気が入るのを防がなくてはなりません。
- 生物兵器による攻撃がある時は、衛生面に気を付け害虫に刺されないようにし、お湯と清潔な飲食物だけを摂取します。
- 核兵器による攻撃がある時は、地下待避所に速やかに待避し、待避できなかった場合には核爆発と反対方向にうつ伏せになり、目と耳を塞いで核の爆風が完全に止んだ後に起きあがります。
- 可能な限り室内に留まり、政府の案内に従って化学兵器/生物兵器/放射能の汚染地域から速やかに抜け出さなくてはなりません。
- N B C 攻撃を受けた地域は、攻撃直後にもその一帯が長い間汚染され危険です。したがって、政府の案内がある時まで保護用装備品を着用し及び保護措置を継続維持します。

3．人命・施設被害時行動要領

(1) 大型建物破壊及び火災時行動要領

砲弾、ミサイル等の攻撃を受け、大型建物が破壊すると、大勢の人が極度の混乱と恐怖心で判断力が揺らぎ、被害がさらに広がることがあります。そのような時であるほど、最大限落ち着いて行動することで被害を最小化することができます。

国民は以下のとおり行動します。

→落ち着いて速やかに現場から待避します。

非常口確認（一番近い非常口を探し秩序を持って移動）

非常階段を利用して待避（エレベーターに乗るのは非常に危険）

事故の危険に留意（煉瓦・ガラス等、建築物の破片物に注意）

建物の外に待避（建物崩壊に備え、建物の高さの2倍以上の距離に待避）

* エレベーターを利用した待避の問題点

- 一定時間エレベーターの扉の前で待たなくてはならない場合、火災や煙にさらされる憂慮。
- エレベーターが火災階に自動的に止まり扉が開けば火災と煙にさらされる。
- 大勢の人がエレベーターに押し寄せる場合に正常の運行が不可能。
- 事故による停電でエレベーターが停止し閉じこめられるおそれがある。
- 消火栓ホースやスプリンクラーの水がエレベーターの電源や配線をショートさせ故障を誘発。

→火災が発生すれば・・・

- 口と鼻を塞ぎ低姿勢で待避します。

- 出入口のノブが熱ければ扉の外に火が迫っているため他の通路から待避します。
 - 服に火が付いたら両手で目と口を塞ぎ床に転がり火を消さなくてはなりません。
- 建物の残骸に塞がれたら落ち着いて対応します。
- 無理に抜けだそうとせずにできるだけ楽な姿勢を維持します。
 - 懐中電灯や光を当てたりパイプ等をたたき救助要請をします。
 - 漏出ガスによる爆発の危険性があるのでマッチ、ライター等を使用してはいけません。
 - できるだけ携帯電話、無線機等の発信音を周期的に送らなくてはなりません。

(2) 休電・断水・ガス供給中断時行動要領

→休電時行動要領

政府

- 政府は非常時にも電力を正常に供給するものの、不必要な所への電力供給を制限します。
- 休電に備え病院、産業施設のような主要施設及びアパート団地には非常自家発電機が設置されています。

国民は以下のとおり行動します。

- 各家庭では携帯用電灯又はロウソク、ライター又はマッチ、乾電池等を前もって準備しておき、不必要な電力消費を自制しなくてはなりません。
- 非常自家発電機は、平時に定期点検を行い、燃料を満タンにしておき常に稼働が可能なように万全の準備をしておかなくてはなりません。

→断水時行動要領

政府

- 政府は非常時に制限供給を実施します。
- 共同住宅団地には、揚水施設や貯水池施設が設置されており、地域別に民防衛非常給水施設が設置されています。
- 部分断水の際には給水車両又は飲み水供給業者を動員し、飲み水を給水します。

国民は以下のとおり行動します。

- 各家庭では水タンク、浴槽、バケツ等に水を十分に貯めておき最大限大切に使うなくてはなりません。

→ガス供給中断時行動要領

政府

- 政府は非常時にも都市ガスを安定的に供給できるように緊急復旧計画等を立てています。
- しかしガス施設被害等でガス供給が中断された地域については、炊事及び暖房のための油類と炊事用ガス缶等の配給を行います。

国民は以下のとおり行動します。

- 平時、各家庭では携帯用ガスレンジとガス缶等を準備しておき、最大限大切に使用してはいけません。

(3) 地下鉄被害時行動要領

客室内安全装置の設置位置は、地域・地下鉄の号線によって違うので、平時によく利用する地下鉄の安全装置の位置を確認し使用方法を熟知しておかなくてはなりません。

→地下鉄客室内で被害が発生したら・・・

非常インターフォンで事故内容を機関士に知らせる。

火災発生時、消火器で早期鎮火をした後

出入口側の非常扉を手動で開き脱出。

→地下鉄乗り場で被害が発生したら・・・

非常電話で駅員室又は司令室に知らせる。

非常照明灯を利用し視野を確保した後

非常誘導灯に従って地上に待避。

→地上脱出が不可能な場合、地下トンネルを利用します。

- 駅と駅の間又は乗り場の火災で地上への待避が不可能な時には
—乗り場に配置された非常ハシゴを利用しトンネルに下りた後
—列車進行方向の線路に沿って次の駅に移動待避。

(4) 人命救助と施設待避応急復旧支援

→人命被害が発生したら・・・

- 周辺にいる住民は緊急人命救助活動に積極的に参加し、応急措置への基本的な知識のある国民であれば、自分の家族の事だと思って自発的に参加しましょう。

国民は以下のとおり行動します。

- 各家庭と職場にある救助装備と救急薬を使い人命救助活動に協力しなくてはなりません。
- 負傷者、老弱者等、負傷や危険程度によって優先順位を決め、落ち着いて救助します。
- 大量に人命被害が発生すれば、自発的に献血をします。
- N B C 攻撃で汚染した患者は
—専門家の指示に従い汚染地域の外に速やか移した後
—服を脱がせ汚染した皮膚を石鹼水ですすいだ後、呼吸が楽にできるようにしてはいけません。

→施設被害が発生すれば・・・

- 消防署・警察署・市・郡・区庁等に速やかに申告し復旧活動に参加しなくてはなりません。

国民は以下のとおり行動します。

- 被害現場への車両と住民の接近を統制し、燃えやすいものや爆発しやすい危険物等をまず除去します。
—不発弾、爆発物除去等、特殊技術や装備が必要な場合には軍部隊等の関係機関に申告して措置。
- 各自が持っている消火器や物資を使い応急復旧作業を急ぎ、被害を最小限に抑えなくてはなりません。
- N B C 攻撃で汚染した施設と装備は、石鹼水や洗剤を使ってきれいに洗わなくてはなりません。

4 . N B C 攻撃時行動要領

(1) 化学兵器の特性及び攻撃時行動要領

→化学兵器の特性

- * 数秒内に反応するので速やかに対応しなくてはなりません。
- 呼吸困難、吐き気、皮膚発疹、鳥が落ちてきたり魚が死ねば化学兵器攻撃であると疑わなくてはなりません。
- 液体、ガス等、多様な形態の毒性を持った化学物質が呼吸器又は目、皮膚を通じ体内に吸収されます。
- 化学兵器汚染時、呼吸困難、筋肉痙攣、皮膚火傷、肺炎等を誘発し、汚染したらすぐに措置をしなければ深刻な被害を負うことになります。

国民は以下のとおり行動します。

→防毒マスク又は濡れタオル、マスク等で口と鼻を塞ぎビニール等を利用し皮膚が露出しないようにします。

→地形、風向きを考慮し速やかに待避します。

- 化学ガスは空気より重い→建物上層部や高地帯に待避し、
- 汚染地域の位置と風向きによって
—自分のいる場所から汚染地域に風が吹く時には→風が吹いてくる方に
—汚染地域から自分のいる場所に風が吹く時には→左/右側の方向に待避

→室内待避の際、外部空気が入ってこないように措置します。

- 出入口と窓を閉じ、濡れタオル、新聞紙、接着テープで密閉し、
- エアコン、換風機、空気清浄機は
—作動を中断させ
—外部とつながった機器周辺をラップ、接着テープで密封します。

→汚染物質は速やかに取り除きます。

- 流水で15分以上洗った後、病院で専門的な治療を受けなくてはなりません。

- 汚染した服をプラスチック容器やビニール等に密封処理することで追加汚染を防ぐことができます。

(2) 生物化学兵器の特性及び攻撃時行動要領

→生物化学兵器の特性

- 生物化学兵器は、攻撃発生事実を感知し病原体を突き止め、治療法を探し出すのに長い時間を要します。
- よく似た症状の急性患者が大規模発生、地域・季節に合わない疾病発生、明らかな原因もなく動物・家畜が集団死したら、生物化学兵器による攻撃を疑わなくてははいけません。

生物化学兵器の病原体

炭疽菌	—感染後、6 日後に激しい咳・呼吸困難・筋肉麻痺等の症状が出てくる。 —ひどくなれば2 日以内に死亡。
ペスト	—感染後、1 ～ 6 日後に高熱・呼吸困難・頭痛等の症状が出てくる。 —ひどくなれば2 ～ 4 日後に死亡。
天然痘	—感染後2 ～ 3 日後に体中に腫れ物・高熱・疲労等の症状が出てくる。 —ひどくなれば2 週間以内に感染患者の3 0 %が死亡。
ウィルス性出血熱	—感染後、高熱・筋肉痛・下痢・胸の痛み・出血等の症状が出てくる。 —ひどくなれば一週間後に感染患者の9 0 %が死亡。
ボツリヌス	—感染後1 ～ 3 日後、呼吸困難・筋肉麻痺等の症状が出てくる。 —ひどくなれば1 日以内に死亡。

国民は以下のとおり行動します。

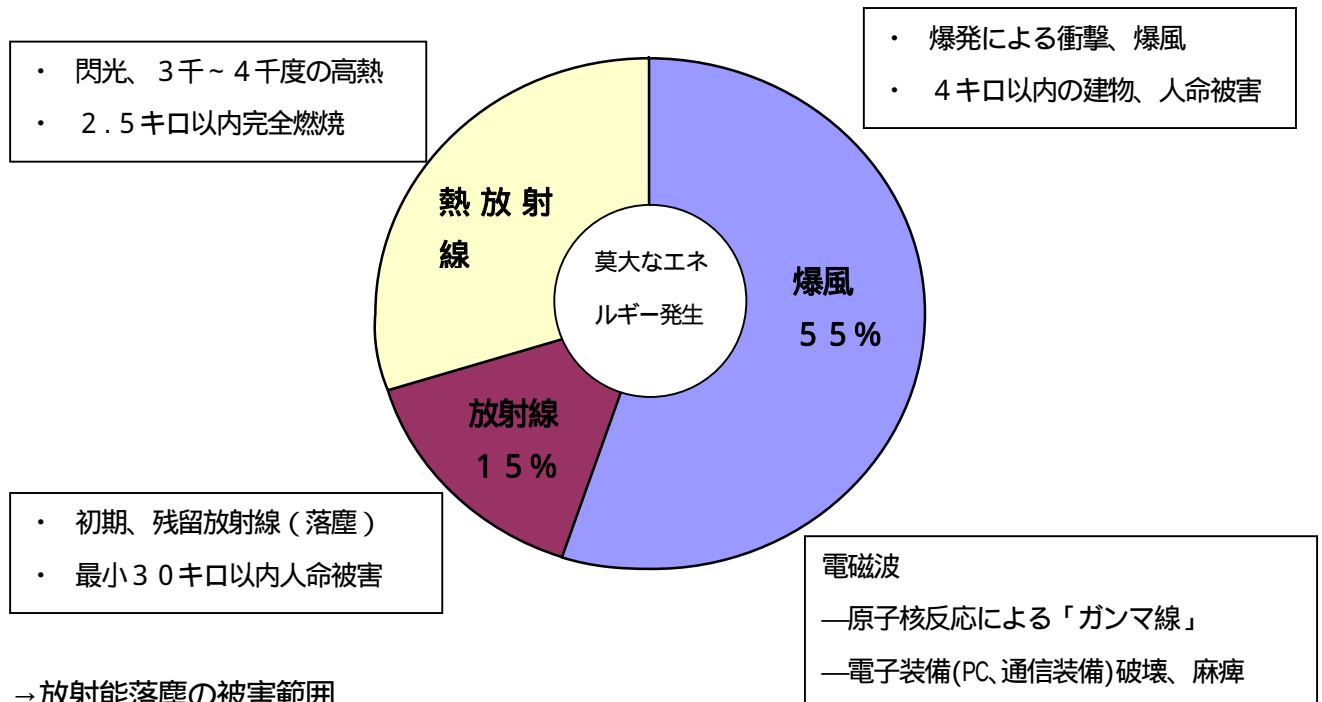
- 怪しい物質及び汚染患者とは絶対に接触してはいけません。
- 怪しい物質、汚染患者には接近・接触してはいけず、
- マスクやハンカチ等で常に鼻と口を保護した後に待避し、
- 待避後、安全地域で予防接種及び専門的な治療を受けなくてははいけません。
- 個人及び周辺の衛生管理を徹底します。
- 飲食物は1 5 分以上調理して摂取し、体と家の中を常に清潔にし、寝具類はよく日光消毒しなくてははいけません。
- 家畜やペットによる伝染の可能性も多いので、常に汚染しているかを確認すること及び管理を徹底しなくてははいけません。
- 放送、保健官署、民防衛隊長の案内に従って追加感染を予防します。

→炭疽菌汚染等、怪しい郵便物を受け取った時

- 郵便物を開封せず隔離した所に保管した後、保健所、行政機関に速やかに申告します。
- 周辺の人への人的事項を記録し、関係者に伝え、速やかに他の部屋に隔離させなくてはなりません。
- 怪しい粉末がこぼれ出たら、服やビニール等で塞ぎ粉末が拡散することを防止します。

(4) 核・放射能兵器の特性及び攻撃時行動要領

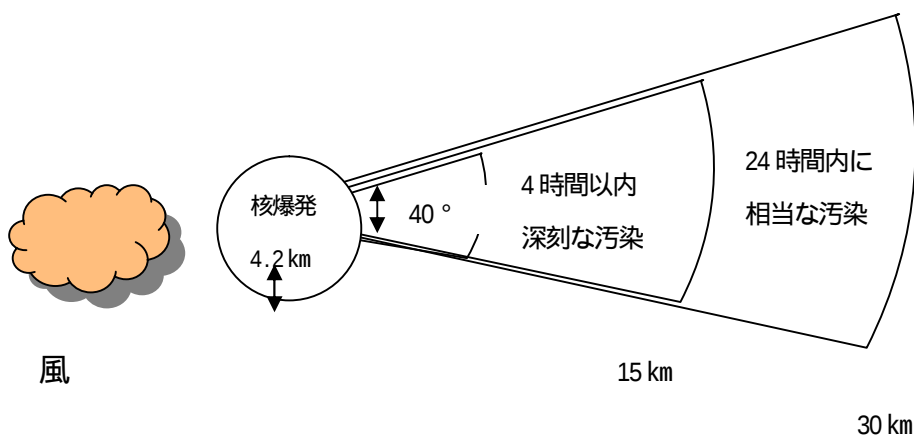
→核兵器爆発の際の威力



→放射能落塵の被害範囲

- 落塵による残留放射線

* 落塵：核爆発により漏出した放射能物質が埃、雪、雨に混ざって降ってくるもの。



国民は以下のとおり行動します。

→核攻撃前には地下待避施設に待避します。

- 地下鉄、トンネル、建物地下、洞窟等、地下待避施設に速やかに待避します。
- 時間的余裕がなければ、排水路、溝、溪谷等の周辺施設を利用し待避します。
- 待避時には防毒マスク、カッパ等を準備し、政府案内放送を聞きます。

→核攻撃中には最大限速やかに体を隠します。

爆発閃光を感じたら

すぐに溝等の隠蔽物を利用	核爆発の反対方向にうつ伏せになり
両手で目・耳を防ぎ口は開き	お腹を床につけてはいけません。

→放射能に対する体の露出を最小化します。

- 汚染場所から遠い程、体の露出時間が少ないほど安全であり、鉛・コンクリートの壁等で建てられた建物内に待避します。

→核攻撃後には放射能落塵を最大限避けます。

- 政府の案内に従って時間的余裕があれば落塵地域から待避します。
- 余裕がなければ最大限地下深くに待避し、
- カッパや傘で体を保護します。

5. 戦時に備えた物資及びその他

(1) 非常事態に備えた家庭内に平時準備すべき物資の準備要領

→一般的な非常物品

- 非常用生活必需品
 - (1) 食料：できるだけ調理と保管が簡単な米、ラーメン、小麦粉等(15日～1ヶ月分)
 - (2) 炊事道具：食器(コップ等)、バーナー及びガス缶(15個以上)
 - (3) 寝具及び衣類：毛布、下着等
 - (4) ラジオ(バッテリーを含む)、リュックサック、懐中電灯、ロウソク、マッチ等
- 家庭用非常薬品
 - (1) 医薬品：消毒剤、解熱鎮痛剤、消化剤、下痢止め、火傷軟膏、止血剤、消炎剤等
 - (2) 医薬外品：ピンセット、ハサミ、包帯、脱脂綿、絆創膏、三角巾等
- NBC戦に備えた物品
 - (1) 防毒マスク又はハンカチ、マスク
 - (2) 防護服又はビニール服、雨着

- (3) 防毒長靴と手袋又はゴム長靴と手袋
- (4) 解毒剤、皮膚除毒剤又は石鹼、合成洗剤
- (5) 十分な接着テープ (窓枠、扉のすきまの密閉用)

国民は以下のとおり行動します。

- 飲食物はできるだけ調理が不必要で缶詰になっている食品を選び、定期的に賞味期間を確認し交換しなくてはなりません。
- ラジオのバッテリーは十分に準備しておかなくてはなりません。
- 一人当たり最小限 1 着ずつ分厚い服と丈夫な靴を準備しておきます。
- 医薬品は家族構成員の特性を考慮
 - 子供や老弱者に合った薬品を追加的に準備し
 - 患者がいれば最新の処方箋及び医薬品を準備します。
- 待避時には保険証書、契約書、パスポート等重要書類も一緒に持って出なくてはなりません。
- N B C 戦に備えた物品を準備するか、家庭で簡単に購入できる代替物品を活用します。

(2) N B C 戦に備えた物資の種類と使用要領

→ 一般防毒マスク着用要領

- 戦争用毒性化学ガスから顔と呼吸器を保護するための防毒マスク。
- 浄化筒有効期間は 5 年、一度使用したり防湿包装を開封した浄化筒は再使用が不可。
浄化筒保管箱から包装紙を取り除き防毒マスクに付ける。
使う前に息を大きく吸った後、眼鏡のレンズが前にくるように着用。
前面部のゴムの部分が鼻と口、顎に合うように密着。
頭のひもを調節。
息を吐き浄化筒外側の穴を塞ぎ、息を吸いながら空気が漏れていないか点検。
着用後、速やかに安全な所に待避。

→ 国民防毒マスク適用要領

- 戦争用毒性化学ガス汚染地域及び火災現場から安全に待避する際の防毒マスク。
- 浄化筒有効期間は 5 年、一度使用したり防湿包装を開封した浄化筒は再使用が不可 (火災待避用/戦争ガス用浄化筒を区分して包装)。
携帯小袋から防湿包装材を取り出す。
防湿包装を開封し防毒マスクを取り出す (N B C 警報が鳴った際には戦争ガス浄化筒に交換)。
レンズを下側に向ける。
安全に着用する。

頭の紐を調整する。

息を吐いた後、浄化筒の表側の穴を塞ぎ息を吸いながら空気が漏れていないかを点検。

→NBC戦保護装備がない場合、簡単に代替できる物資の活用方法

基本装備		代替装備物資	活用方法
防毒マスク		手ぬぐい	・手ぬぐいを水に濡らし鼻と口を塞ぎ呼吸器を保護
		ビニール袋	・ビニール袋をかぶり腰で結び外部の空気流入を遮断（ビニール袋内の残った酸素を考えて移動）
		マスク ティッシュ	・マスクを着用したりティッシュ等を何重か重ね水に濡らし鼻、口を塞ぎ応急措置
保護衣 保護頭巾		ビニール雨着 防水衣類等	・雨具を頭までかぶりベルトで腰をきつく結び外部の汚染空気の流入遮断
防毒手袋・長靴		ゴム用品	・ゴム手袋・長靴を着用し皮膚の露出を防止
治療薬品	アトロピン、 オキシム注射	病院用アトロピン パーム注射	・神経ガス汚染患者は病院用アトロピンやパーム注射薬で治療
	皮膚治療カ ート	一般火傷薬品	・水疱ガス汚染による皮膚水疱と火傷患者には一般火傷薬品で治療
		石鹼	・皮膚水疱と火傷患者をきれいな石鹼で洗浄
地域施設 除毒	D S - 2 溶液 S . T . B	家庭用洗剤	・洗剤を水に混ぜ汚染した表面にかけ除毒
		ガソリン等	・ガソリンを汚染した地域に撒いた後燃やして除毒
		次亜塩素酸ナトリウム 苛性ソーダー	・地域除毒時、除毒トレーラーやスプレー等を利用し除毒
除毒車		消防車、動力散布機、消防ヘリコプター、レミコン	・次亜塩素酸ナトリウム、合成洗剤を入れて撒いて使用
携帯用除毒機		スプレー、泡沫除毒機	・石鹼水、家庭用洗剤等を汚染地域に撒く

(3) 非常時申告要領

スパイ・安保危害者発見時

- 国家情報院 (111) 警察署 (112、113) 近くの軍部隊及び官公庁に申告します。
- 申告すべき対象
- 敵軍、武装共匪、スパイ、スパイ船舶、挙動不審者
- 不発弾、地雷等の爆発物
- 不穏な宣伝物、不穏な文書
- 空中から落下してくる者、煙幕を撒く怪しい飛行機
- 国家の重要施設を写真撮影したり破壊しようとする者
- その他国家安保を害する者及び各種被害発生状況

爆発物攻撃 (テロ) 及び脅迫電話を受けた時

- 国家情報院 (111) 警察署 (112)、消防署 (119) に申告します。
- 爆発物攻撃 (テロ) であると疑う時とは・・・
- 体格に比べお腹が過度に出ていたり、季節に合わない分厚い上着を着ている者
- 空港、百貨店等、人が多く集まる所で
- ・ オートバイ、車両等を止め、急に立ち去る者
- ・ 鞆や袋を置き急に立ち去る者
- 体積に比べ重かったり異常な臭いのする郵便物
- 国家の重要施設を写真撮影したり破壊しようとする者
- その他国家安保を害する者及び各種被害発生状況

応急患者が発生すれば

- 警察署 (112) 消防署 (119) 応急医療センター (1339) に申告します。
- 応急救助要請方法
- 申告現場及び負傷者の位置を正確に知らせ
- 現在の負傷者の状態と申告した本人の連絡先等を知らせ
- いかなる事故が発生したのか具体的に説明し
- 救助要員が現場を速やかに探せるように案内

(4) 負傷者応急措置要領

目撃者の早期申告及び対処要領は貴重な命を助けるための重要な要素です。

負傷者や患者を発見したら安全を確認した後、近くに行き意識を確認します。

→ 意識のない患者の措置

- 顎が空を向くように気道 (息) を維持。

- 息をしているのか確認。
- 心臓が動いているのか確認。

→意識のある患者の処置

- 楽な姿勢をとるようにする。
- 毛布、服を使い暖かくする。
- 飲料水を飲ましてはいけない。

状況別応急処置要領（人工呼吸）

→人工呼吸とは

呼吸が停止した患者に強制的に空気を吹き入れ酸素供給を維持させることを言います。

口の中の異物を取り除き、舌が巻いた状態であればそれを正常に広げた後

一方の手を首の下に添え、頭を後ろに反らし気道を開き、もう一方の手で鼻の穴を塞ぐ。

最初の1回はゆっくり吹き入れ気道が開いた状態を再確認した後、続けて3回早く吹き入れた後

口を重ね胸がふくれあがるように空気を吹き入れる。

老人は5秒に1回、子供は3秒に1回の間隔で空気を吹き入れる。

状況別応急処置要領（心肺蘇生術）

→心肺蘇生術とは

呼吸と心臓が停止した患者に人工呼吸と胸部圧迫を通じて生命を維持させることを言います。

胸の中央から若干下部（胸骨の下側）に片手の手のひらを置き、その上にもう一方の手を合わせた後

爪が胸にあたらないよう注意しながら胸骨を下に4—5cm程度押す程度の強度で圧迫し
圧迫する際には両腕をのばした状態で体重をかけ、患者の体に垂直になるように押さなくてはなりません。

圧迫する際には「いち」「に」「さん」・・・「にじゅう」と数えながら行い、30回の圧迫が終われば2回の人工呼吸を行います。

胸の圧迫は1分当たり100回のスピードで行います。

**全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会加盟 17 社
クレジットカード紛失・盗難時の緊急連絡先一覧**

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

1. お問い合わせは、年中無休で 24 時間、受付けております。
2. ご連絡方法は、ご滞在国・地域の国際電話のオペレータに接続した後、「コレクトコール」にて下記のカード会社にご連絡ください。なお、一部「コレクトコール」をご利用いただけない国・地域もございます。

JCBカードでは、お近くに「JCBプラザ」がある場合には、お手続きの上、緊急再発行いたします。

ただし、一部対象とならないカードもございます。

カード会社名		日本への連絡先 (国番号-市外局番-市内番号)	
ロゴマーク	URLアドレス	窓口名称	連絡先
	株式会社アプラス http://www.aplus.co.jp/	東京緊急エマージェンシーライン	81-3-3865-4751
	アメリカン・エクスプレス・インターナショナルInc http://www.americanexpress.co.jp/	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-3-3220-6100
	イオンクレジットサービス株式会社 http://www.aeoncredit.co.jp/	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-43-296-6200
	株式会社オリエントコーポレーション http://www.orico.co.jp	オーソリセンター	81-49-271-3110
	株式会社クレディセゾン http://www.saisoncard.co.jp/	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-3-5992-8300
	株式会社札幌北洋カード http://www.sapporohokuyocard.co.jp/	(JCBカード) JCB紛失盗難受付デスク (UFJカード) 盗難紛失受付センター (DCカード) 盗難紛失受付センター	81-422-40-8122 81-52-249-1417 81-3-3770-1818
	株式会社ジェーシービー http://www.jcb.co.jp	JCB紛失盗難受付デスク	81-422-40-8122
	シティカードジャパン株式会社(ダイナ・スクラブ) http://www.diners.co.jp/index.html	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-3-4330-0024
	株式会社ジャックス http://www.jaccs.co.jp/index.html	オーソリ・セキュリティセンター	81-3-5447-3054
 	株式会社セディナ http://www.cedyna.co.jp/	OMC カード海外紛失盗難ダイヤル	81-3-5638-3511

		CF オーソリセンター	81-52-324-3757
	トヨタファイナンス株式会社 http://www.toyota-finance.co.jp/index.html	紛失・盗難受付デスク	81-52-239-2822
	ポケットカード株式会社 http://www.pocketcard.co.jp	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	1-415-398-7700
	三井住友カード株式会社 http://www.smbc-card.com/	カード紛失・盗難受付デスク(海外)	81-3-5392-7314
	三菱 UFJ ニコス株式会社 http://mufgcard.com/	(MUFG カード) 盗難紛失受付センター	81-52-249-1468
	http://www.dccard.co.jp/	(DCカード) 盗難紛失受付センター *三菱東京 UFJ-VISA を含みます。	81-3-3770-1818
	http://ufjcard.com/index.html	(UFJカード) 盗難紛失受付センター	81-52-249-1417
	http://www.nicos.co.jp/index.html	(ニコスカード) 盗難紛失受付センター * J Aカード : 81-3-5531-6499	81-3-3514-4091
	ユーシーカード株式会社 http://www.uccard.co.jp/	UC オーソリセンター	81-3-5531-6499
	株式会社ライフ http://www.lifecard.co.jp	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-3-3431-1037
	楽天 KC 株式会社 (旧国内信販) http://www.rakuten-kc.co.jp/	(海外で紛失・盗難された際のご連絡先)	81-92-474-9195

一部の国からは携帯電話や公衆電話からは有料またはご利用いただけない場合がございます。

ホテルの客室から国際電話をかける場合は手数料などがかかる場合がございます。

電話番号、受付時間は変更される場合がございますので予めご了承ください。最新情報は各社のホームページでご確認ください。